

綾瀬市職員の勤務評定に基づく昇給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市一般職の職員の初任給・昇格・昇給等に関する規則（昭和36年綾瀬町規則第5号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、勤務評定に基づいた職員の昇給（以下「昇給」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 この要綱の対象となる職員は、別に定める綾瀬市職員人事評価マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づく業績評価及び能力評価を実施する職員（以下「職員」という。）とする。

(昇給の決定)

第3条 昇給は、マニュアルに基づく業績評価及び能力評価による人事評価の結果に応じて、人事評価結果適用基準表（昇給）（別表第1）及び人事評価結果適用表（昇給）（別表第2）を適用させて決定するものとする。

(準用)

第4条 市人事評価評定委員会、部人事評価評定委員会及び苦情等の申し出については、綾瀬市職員に適用する勤勉手当の成績率に関する要綱（平成21年11月16日施行）第4条、第5条及び第7条の規定を準用する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成31年度以後の勤務成績に応じて決定される昇給について適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

人事評価結果適用基準表（昇給）

業績評価

得点	規則別表第 8 職員昇給号給数表における昇給区分
100～81. 5	A
81～62. 5	B
62～43	C
42. 5～24	D
23. 5～5	E

能力評価

得点	規則別表第 8 職員昇給号給数表における昇給区分
100～85	A
84～69	B
68～52	C
51～36	D
35～20	E

別表第 2（第 3 条関係）

人事評価結果適用表

		業績評価				
		A	B	C	D	E
能力評価	A	8 号給	6 号給	4 号給		
	B					
	C					
	D	2 号給				
	E				0 号給	